

# 「農地・水・環境保全向上対策の概要」

農林水産省 農村振興局  
農地・水・環境保全向上対策室

# 1. 農地・水・環境保全向上対策の仕組み

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、基盤となる農地・農業用水等の資源と環境を保全し、質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要。  
国民共有の財産である農地・農業用水等の資源と、その上で営まれる営農活動を、一体として、国民の理解を得つつ、その質を高めながら将来にわたり保全するもの。

## 農地・水・環境保全向上対策

土づくり、  
化学肥料・農薬の低減



### 営農活動への支援

地域でまとまって、化学肥料・化学合成農薬を  
5割以上等低減する先進的な営農活動を支援

アイガモ農法



先進的な営農

農地・水等の資源や農村環境の  
保全向上

ステップアップ  
への支援  
地域においてより  
高度な取組を  
実践した場合に支援

### 共同活動への支援

農地・水・農村環境の保全と質的向上の  
ための効果の高い共同活動を支援

末端水路の補修



ため池の草刈り



水路の江ざらい



農業の  
持続的  
発展

国民全体の利益  
(食料の安定供給・美しい景観)



地方の利益  
(地域の活性化・豊かな環境)



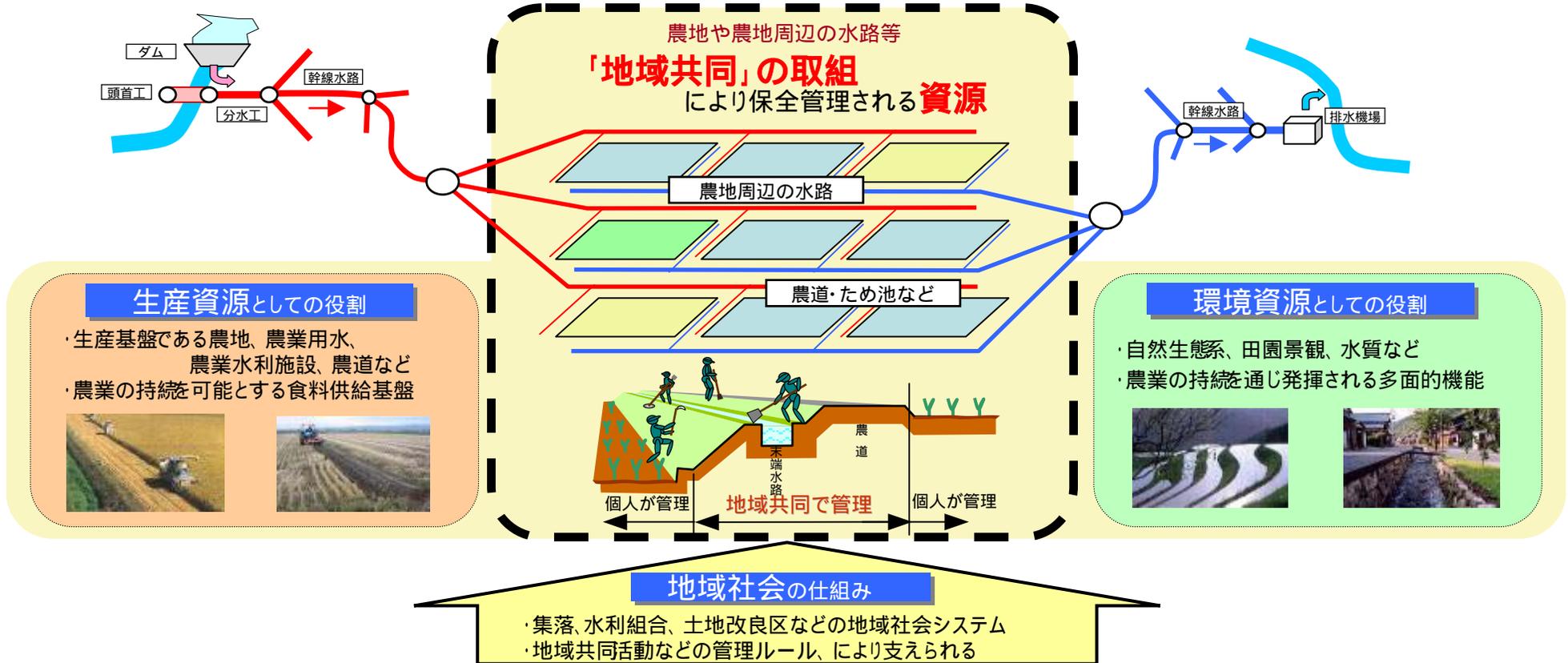
農業者の利益  
(農業経営の安定)



# 2. 共同活動支援

## (1) 基本的な考え方(施策の背景と枠組み)

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮を支える「社会共通資本」。とくに、農地や農地周辺の水路、農道などの資源の多くは、これまで集落など地域の共同活動により保全管理。近年の集落機能の低下により地域共同活動が衰え、力強い農業構造の実現や活力ある農村の振興に支障。



# (2) 施策の仕組みのあらまし

1

- ・共同活動を実施する活動組織設立の合意形成

集落単位や水系単位など地域の实情に応じて共同活動の**対象地域を設定**。

活動組織は、農業者を中心に地域住民をはじめとする**多様な主体が参画**。

運営方法など合意形成し、活動組織の**規約案を作成**。

2

- ・活動計画案づくりと協定案の作成

活動組織が話し合い、5年間に取り組む活動をまとめた**活動計画を作成**。

活動計画は、効果の高い取組のガイドラインとなる活動指針に照らして作成。

活動組織と関係市町村が市町村と締結する**協定案を作成**。(活動計画は協定の一部となる)

3

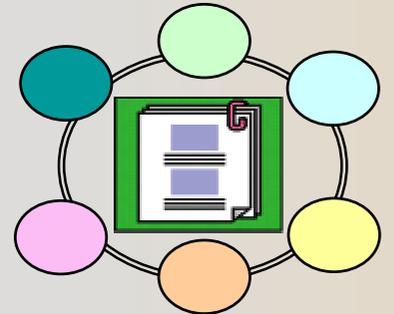
- ・協定締結
- ・採択申請
- ・交付金交付申請

活動組織と市町村で協定を締結。

協定を添付して地域協議会に採択申請

地域協議会に交付金の交付申請。

活動組織づくり・合意形成



活動指針に照らした活動計画づくり



効果の高い取組の実践に対する支援

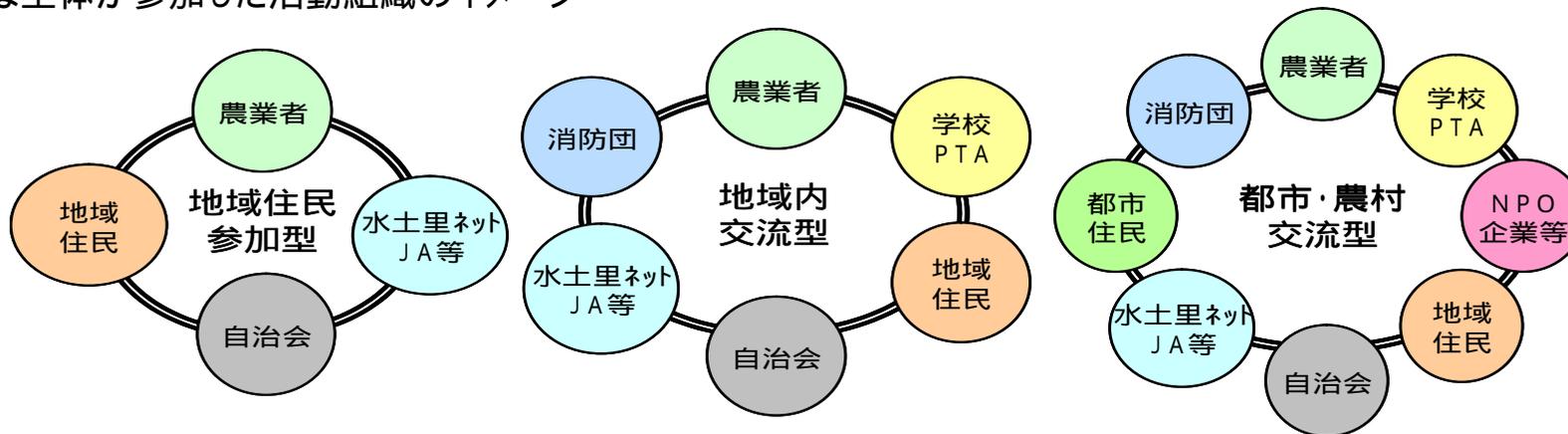


### (3) 活動組織づくり

地域共同の取組とするため、活動の主体となる活動組織には、農業者だけでなく、地域住民など農業者以外も参加していることが必要。

対象地域は、地域共同活動が効果的に実施出来るよう、集落や水系単位など地域の実情に応じて設定。

多様な主体が参加した活動組織のイメージ



地区設定の代表例

集落単位	水系単位	事業単位
集落ぐるみで保全活動を行う体制	ため池や堰などの水系での保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施単位での保全活動を行う体制

# (4) 活動計画づくり

活動組織は、実施する共同活動の計画(「活動計画」)を策定。

活動計画の内容は、「地域活動指針」に示された活動項目から選定する。

国は、標準的的な「活動指針」を示し、地域協議会は、これを基礎として、地域の特性を踏まえた「地域活動指針」を策定。

地域活動指針は、共同活動を体系的に整理したもので、

ア. 資源の適切な保全管理のため、活動組織が必ず取り組むべき基礎的活動を整理した「基礎部分」と、

イ. 資源の質的な向上を図る観点から、地域の実情に応じて選択的に取り組む活動を整理した「誘導部分」

により構成され、

ウ. 「誘導部分」は、「資源の長寿命化等につながる活動」と「農村環境の保全向上に関する活動」に区分

且つ計画は、地域協議会が定める地域活動要件(国の活動要件を基本に、これを下回らない範囲で設定)を満たすことが必要。

## 活動計画

### 点検・準備

### 計画・啓発

### 実践活動

誘導部分

農村環境  
向上活動  
(生態系保全、  
景観形成など農  
村の環境を良く  
する活動)

地域住民やNPO等を  
交えた話し合い



地域全体への啓  
発・普及



生き物調査の  
実施



水路沿いに花  
の植付



農地・水  
向上活動  
(施設の長寿命  
化につながるき  
め細かな保全管  
理)

施設の寿命を縮める  
劣化がないか点検



きめ細かな補修、  
保全の役割分担



破損部分をこ  
まめに補修



ゲートの保守  
管理の徹底



基礎部分

資源の適切  
な維持保全  
(維持保全のた  
めに必要な基礎  
的な活動)

施設の機能に支障が  
生じていないか点検



実践活動の年間  
計画を策定



水路の江ざら  
い、草刈り



農道への砂利  
の補充



## 活動の要件

### 国の示す活動要件

### 地域活動要件

テーマを1つ以上設定し  
た上で、「計画策定」「啓発・  
普及」「実践活動」をセット  
で実施  
全体で4項目以上実施

・国の要件を基本に、これ  
を下回らない範囲で設定

「機能診断」と「計画策定」  
を実施  
「実践活動」を5割以上実  
施

・国の要件を基本に、これ  
を下回らない範囲で設定

・全ての活動項目を実施

・国の示す要件に同じ

新たな活動を1項目以上含むこと

(参考) 国が示す活動指針の構成(田の例)

地域協議会は、国の示す活動指針を基に地域の特性を踏まえた「地域活動指針」を策定

区分	活動区分	具体の活動項目				
		農用地	開水路	パイプライン	ため池	農道
基礎部分	点検活動	遊休農地等の発生状況の把握	施設の点検	施設の点検	施設の点検	施設の点検
	計画策定	共同作業計画の策定				
	実践活動	畦畔・農用地法面等の草刈り 遊休農地発生防止のための保全管理	配水操作 水路の草刈り 水路の泥上げ	配水操作 ポンプ場、調整施設等の草刈り ポンプ吸水槽等の泥上げ かんがい期前の注油	定期的な見回り 配水操作 ため池の草刈り ため池の泥上げ 管理道路の管理 かんがい期前の施設の清掃・除塵	砂利の補充 路肩・法面の草刈り 側溝の泥上げ

区分	活動区分	具体の活動項目				
		農用地	開水路	パイプライン	ため池	農道
誘導部分 農地・水向上活動	機能診断	施設の機能診断 診断結果の記録管理	施設の機能診断 診断結果の記録管理	施設の機能診断 診断結果の記録管理	施設の機能診断 診断結果の記録管理	施設の機能診断 診断結果の記録管理
	計画策定	年度活動計画の策定				
	実践活動	農用地法面の初期補修 鳥獣害防護柵の適正管理 暗きょ施設の清掃 ・ ・ ・ 他	水路側壁のはらみ修正 目地詰め 異常気象等後の見回り ゲート類等の保守管理の徹底 ・ ・ 他	パイプ内の清掃 給水栓に対する凍結防止対策 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 ・ ・ 他	遮水シートの補修 コンクリート構造物の目地詰め 水抜きによる点検・補修 異常気象等後の見回り 異常気象等後の応急処置 ・ ・ 他	側溝の目地詰め 路肩・法面の初期補修 ぎめ細やかな雑草対策 ・ ・ 他

区分	活動区分	具体の活動項目				
		生態系保全	水質保全	景観形成・生活環境保全	水田貯留機能増進 ・地下水かん養	資源循環
誘導部分 農村環境向上活動	計画策定	生態系保全計画の策定	水質保全計画の策定	景観形成・生活環境保全計画の策定	水田貯留機能増進・地下水かん養に係る地域計画の策定	資源循環に係る地域計画の策定
	啓発普及	広報活動 啓発活動 地域住民等との交流活動 地域内の規制等の取り決め 学校教育等との連携 行政機関等との連携				
	実践活動	生態系に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生息状況の把握 ・ ・ 他	循環かんがいの実施 水質保全を考慮した施設の適正管理 水質モニタリングの実施・記録管理 ・ ・ 他	農業用水の地域用水としての利用・管理 景観形成のための施設への植栽等 伝統的施設や農法の保全・実施 ・ ・ 他	水田の貯水機能向上活動 地域排水機能向上のための施設操作 水田の地下水かん養機能向上活動 ・ ・ 他	間伐材等を利用した防護柵等の適正管理 農業用水の反復利用 有機性資源の堆肥化 ・ ・ 他

## (5) 支援の内容

活動組織内の交付金算定対象農用地面積(農振農用地)に応じて助成金を交付。

支援水準は、農地・水等の資源を適切に保全管理するために必要な基準的な共同活動量を基に、国、地方、農業者の役割分担を踏まえて算定。(国:地方 = 1:1)

交付金の使途は、原則として、実施する共同活動に要する経費に限定。

### 支援の水準

	10a当たり単価 (国の支援分)	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水田(都府県)	2,200円/10a	4,400円/10a
水田(北海道)	1,700円/10a	3,400円/10a
畑(都府県)	1,400円/10a	2,800円/10a
畑(北海道)	600円/10a	1,200円/10a
草地(都府県)	200円/10a	400円/10a
草地(北海道)	100円/10a	200円/10a

地方負担は国と同額を期待(地方単独事業)

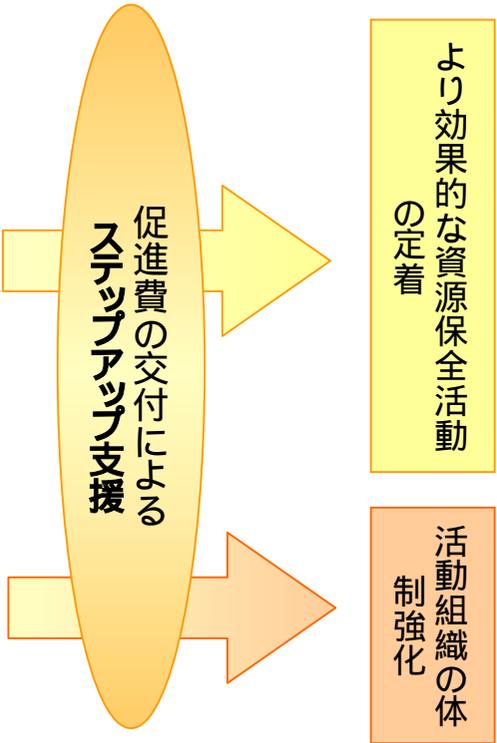
# (6) ステップアップ支援

将来にわたる、より効果的な資源保全活動の定着を図るため、農地・水・環境の保全向上活動の質の向上や活動組織の体制強化につながる取組を誘導するための支援。

具体的には、一定の要件に合致する、  
 活動組織の構成員による自主施工を通じた、保全活動に関する手法習得の取組や保全向上活動の効率化につ  
 ながる取組  
 活動組織の体制をより確固にするための取組  
 を実施する場合に、促進費を交付。(取組の水準に応じて20万円/地区、40万円/地区を交付(国と地方の合計))

## モデル支援地区での取組事例

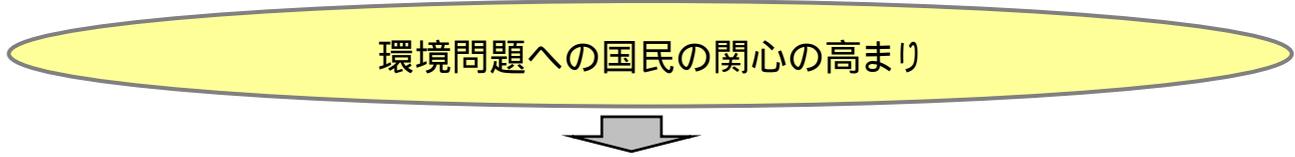
項目	内容	
高度な農地・水向上活動	自主施工による施設の部分的な補修 ・破損した水路の布設替え ・農地の石垣法面の補修  資源の保全管理の効率化に資する保全管理 対策 ・雑草繁茂抑制のためのカバープランツの植栽	 自主施工による水路の布設替え (岩手県小山田地区)  カバープランツの植栽 (秋田県六日町地区)
質の高い農村環境向上活動	自主施工により行う農村環境保全向上 ・水田ピオトープの設置 ・水田魚道の設置 ・排水への土砂流入防止のグリーンベルト設置	 ピオトープの設置 (広島県上谷地区)  グリーンベルトの設置 (沖縄県松田地区)
安定的な共同活動の枠組みの構築	活動組織のNPO法人化  ワークショップ (山形県家根合地区)	



# 3. 営農活動支援

## (1) 基本的な考え方(施策の背景と枠組み)

共同活動により適切に保管理された農地・農業用水等の資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題への国民の関心の高まる中で、農業が本来有する自然循環機能の維持・増進により、環境負荷を大幅に低減するとともに、地域農業の振興にも資する取組の推進が必要。



環境保全を重視した農業生産への転換が求められている  
～ 一部の点的な取組から環境負荷を大幅に低減する面的な取組に ～

環境負荷の低減  
(地下水や湖沼等への流出負荷の削減等)



自然循環機能の維持・増進  
(有機性資源の循環利用等)



持続的な農業生産の実現  
(営農環境の維持確保等)



新たな地域農業の振興  
(環境にやさしい農業の産地づくり)



(取組の課題)

化学肥料・農薬を大幅に低減した農業生産に転換した場合、新たに労力や資材を必要とするほか、技術的に安定するまで収量が減少したり、品質が低下するなどの経営上のリスクがあり、取組が点的なものに止まる原因となっている。

(新たな農業生産環境施策の導入)

環境負荷低減のための技術導入に係る掛かり増しコストに着目して支援を実施  
～ 地域でまとめて化学肥料・化学合成農薬の大幅低減等を行う先進的取組への支援 ～

# (2) 営農活動に対する支援の要件

- 対象地域は、「共同活動への支援」の実施地域であって、計画に基づき環境保全に取り組む地域。
- 対象とする活動は、集落等を単位として、
  - ・ 地域全体の農業者により環境負荷低減に向けた取組を行った上で、
  - ・ 地域で相当程度のまとまりをもって、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な取組を実施することが必要。

## 支援の対象となる活動

①と②を一体的に行うことが必要

① 相当程度のまとまりをもって、化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する等の先進的取組

- 化学肥料と化学合成農薬の使用を原則5割以上減らすこと
- 持続農業法によるエコファーマーの認定を受けること
- 地域で一定のまとまりをもった取組であること



○「地域で一定のまとまり」とは、以下のいずれかの場合とし、取組の実態に応じて選択できるものとします。

- ①各作物ごとにみて、区域の生産者のおおむね5割以上が取り組む場合
- ②各作物全体でみて、集落等の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上が取り組む場合

② 地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた取組

- 地域で選定した取組を地域の8割以上の農家が行うこと
- 以下のメニューの中から選択  
(地域で特に必要な取組と認められるものについては追加可能)

- ① ほ場からの環境負荷の流出を抑制する取組
  - 浅水代かきの実施
  - 無代かき栽培の実施
  - 不耕起栽培の実施
  - カバークロップの作付け
  - クリーニングクロップの作付け
  - あぜ塗りの実施(あぜシートの活用)
- ② 有機物資源の循環利用の促進を通じた環境負荷の低減に資する取組
  - たい肥の施用
  - 稲わらのすき込み
  - 緑肥の作付け、すき込み
- ③ 化学肥料や化学合成農薬の低減を通じて環境負荷の低減に資する取組
 

肥効調節型肥料の利用	生物農薬の利用
肥料の局所施用	対抗植物の利用
有機質肥料の利用	被覆栽培の実施
土壌診断に基づく施肥	フェロモン剤の利用
	マルチの利用
機械除草	光利用技術の利用
除草用動物の利用	抵抗性品種・台木の利用
	熱利用土壌消毒技術の利用
	温湯種子消毒技術の利用
	ほ場周辺の除草の徹底
- ④ その他
  - リサイクルプラスチックの利用
  - 生分解性プラスチックの利用

### (3) 営農活動に対する支援の内容

- 地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組に対して、取組面積に応じて活動組織に交付金を交付(先進的営農支援)
- 加えて、地域の環境負荷低減に向けた取組を進めるための一定の推進活動経費を活動組織に交付(営農基礎活動支援)
- 先進的営農支援の支援水準は、先進的取組に必要な技術の掛増し経費を基に、国、地方、農業者の役割分担を踏まえ算定(国:地方=1:1)

#### 支援の内容

##### 先進的営農支援

「地域でまとまって化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する等の先進的な取組」に対して、取組面積に応じて取組農家に配分可能な交付金を交付。

作物区分	10a当たり単価 (国の支援分)	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水稻	3,000円/10a	6,000円/10a
麦・豆類	1,500円/10a	3,000円/10a
いも・根菜類	3,000円/10a	6,000円/10a
葉茎菜類	5,000円/10a	10,000円/10a
果菜類・果実的野菜	9,000円/10a	18,000円/10a
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	20,000円/10a	40,000円/10a
果樹・茶	6,000円/10a	12,000円/10a
花き	5,000円/10a	10,000円/10a
上記の区分に該当しない作物	1,500円/10a	3,000円/10a

##### 営農基礎活動支援

地域の環境負荷低減に向けた取組を進めるため、技術の研修・実証、土壌や生物の調査分析などの推進活動に対して支援。

区域を単位とする支援  
20万円/地区(国と地方の合計)

(活動の例)

- ・技術研修会、先進地調査・研修の実施
- ・技術実証ほの設置
- ・技術マニュアル、普及啓発資料の作成
- ・土壌や生物の調査分析の実施
- ・環境負荷低減に向けた取組に関する検討会、消費者との意見交換会の開催
- ・先駆的農業者等による技術指導
- ・展示効果を高めるための標示 等

# 4. 施策導入までの経緯

平成17年

新たな基本計画の策定

- ・農地・農業用水等の資源保全を図る地域共同の取組を促進する施策
  - ・農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組を支援する施策
- 導入に向けた検討に着手。

資源保全実態調査事業  
資源保全手法検討調査

実態調査  
(全国約400地区)  
地域の保全計画策定  
資源保全手法  
の検討



+

新たな農業生産環境施策  
確立調査等

環境負荷の低減効果の評価手法の検討  
5割低減の技術体系や経営の調査

平成18年度

農地・水・農村環境保全向上  
活動支援実験事業  
10.6億円

モデル的な支援を通じた施策の実効性の検証  
(全国約600地区での実施)

連携

農地・水・農村環境保全向上  
手法確立調査  
1.5億円

モデル支援と連携した施策手法の  
確立  
施策推進のサポート体制検討

+

新たな農業生産環境施策確立調査  
0.4億円

モデル地区の交付手続きのシュミレーション等による検証

平成19年度から

農地・水・環境の保全向上を図る  
施策の構築

303億円  
うち共同活動支援 256億円  
うち営農活動支援 30億円  
うち推進交付金 17億円  
(平成19年度予算概算決定)

農地・農業用水等の資源や農村環境  
の適切な保全管理と質的な向上

